# 導入促進基本計画

# 1 先端設備等の導入の促進の目標

# (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

猪苗代町の人口は昭和 22 年の 27,667 人から減少傾向となり、2015 年国勢調査 において 15,037 人と減少傾向で推移しており、将来的には老年人口が増加する一方で、年少人口及び生産年齢人口の減少が予測される。

また本町の就業人口比率における産業構造は平成2年には第1次産業が18%、第2次産業が29%、第3次産業が53%だったのに対し、平成27年には第1次産業が12%、第2次産業が20%、第3次産業が68%と第3次産業の割合が増加している。

主要産業は、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、農業・林業の順に高く、 山と湖が織りなす雄大で美しい自然に囲まれた地形ならではの産業構造となって いる。

しかしながら、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

# (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定 し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、福島県内でも設備投資が活 発な自治体の一つとなり、町はもとより会津地域の経済発展に寄与していくことを 目指す。これを実現するため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定 を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に 関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

猪苗代町の産業は、サービス業、卸売・小売業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が猪苗代町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

# 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

猪苗代町の産業は、町中心地、山間部と広域に立地している。これらの地域で、 広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とす る。

### (2) 対象業種·事業

猪苗代町の経済、雇用を支えているのは、サービス業、卸売・小売業、建設業等と多岐に渡っており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性の向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等、多様で ある。したがって、本計画においては労働生産性の年率3%以上向上に資すると見 込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間 計画期間は国が同意した日から5年間とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間 計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
  - ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
  - ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては 先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
  - ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない 等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。